

# 震災被災者の住宅などの復興を支援します

東日本大震災により被災した住宅や宅地の復興を支援するため、下表の補助を行っています。各項目を組み合わせることもできます。

申請書は新館建築住宅課、各総合支所建設係に備え付けているほか、市ホームページに掲載しています。

【問い合わせ・申し込み】新館建築住宅課(☎24-2111内線543・568)



## 住宅新築・購入補助(受付期限は令和2年度)

区分	要件	補助の金額	対象者
バリアフリー対応住宅の新築・購入	高齢者などが暮らしやすいよう、通路や出入り口の幅などが一定の基準を満たすこと	床面積75平方メートル未満	40万円
		床面積75平方メートル以上120平方メートル未満	60万円
		床面積120平方メートル以上	90万円
県産材を使用した住宅の新築・購入	10立方メートル以上の県産材を使用していること	使用量10立方メートル以上20立方メートル未満	20万円
		使用量20立方メートル以上30立方メートル未満	30万円
		使用量30立方メートル以上	40万円
住宅の新築・購入	国の被災者生活再建支援金の基礎支援金および加算支援金(建設・購入に限る)の支給を受けていること	2人以上の世帯	100万円
		1人世帯	75万円

## 工事費補助(受付期限は令和2年度)

区分	要件	補助の割合	対象者
補修(10万円以上の工事)	被災者生活再建支援制度や災害救助法の応急修理制度の適用を受けない、一部損壊および半壊の被災住宅の補修工事	2分の1(限度額30万円)	一部損壊や半壊などの被害があった市内の住宅に居住する人 ※り災証明書または、り災の状況が確認できる書類が必要です。詳しくは新館建築住宅課へ
耐震改修	耐震基準を満たさない住宅を耐震基準に適合させるための改修工事	2分の1(限度額60万円)	
バリアフリー改修	床の段差解消、手すりの設置、高齢者トイレの設置などの改修工事	2分の1(限度額60万円)	
県産材使用改修	県産材を0.5立方メートル以上使用する住宅改修工事	2分の1(限度額20万円)	被災した市内の住宅を所有または管理する人
宅地復旧(20万円以上の工事)	のり面の保護工事、排水施設(宅内側溝など)設置工事、地盤補強・整地工事、擁壁設置・補強工事、地盤調査および設計調査費、その他安全性の回復に必要な復旧工事	2分の1(限度額200万円)	

## 利子補給(受付期限は令和2年度)

対象	補助の割合	対象者
新住宅債務(被災後、新たに受けた融資の利子)	住宅補修 1万円以内 (対象融資限度額640万円)	▷上記の工事をする人(宅地復旧を除く) ▷市内外で被災し、市内に住宅の新築または購入をしようとする人 ※り災証明書または、り災の状況が確認できる書類が必要です。詳しくは新館建築住宅課へ
	新築 2万円以内 (対象融資限度額1,460万円)	
既住宅債務(震災前から受けていた融資の利子)	新住宅債務が生じた時点から5年間分の利子を一括補助(震災後新たに借り入れた額が上限)	



## 木造住宅の耐震化に助成しています

市は、地震による木造住宅の倒壊などの被害を最小限にとどめ、震災に強いまちづくりを推進するため、木造住宅の耐震化に助成しています。耐震化を考えている人は、工事などを行う前に、新館建築住宅課へご相談ください。

### ①木造住宅耐震診断

木造住宅の耐震診断が一定金額で受けられる制度です。

### ■個人負担額

1件につき30000円

### ②木造住宅耐震補強工事等助成

木造住宅の耐震補強工事の経費を助成する制度です。

### ▼耐震補強工事助成

### ■助成額

対象経費の2分の1(限度額90万円)

### 〔例〕

- 。工事費が250万円の場合、補助額90万円
- 。工事費が100万円の場合、補助額50万円

### ▼簡易耐震補強工事助成

### ■助成額

対象経費の2分の1(限度額30万円)

### 〔例〕

- 。工事費が90万円の場合、補助額30万円
- 。工事費が30万円の場合、補助額15万円

### ①②共通

### ■対象となる住宅

昭和56年5月31日以前の建築基準法により建築された平屋および2階建ての木造住宅

### ■提出先

新館建築住宅課または各総合支所建設係

※提出書類など詳しくは左記へお問い合わせください

### 【問い合わせ】

新館建築住宅課(☎24-2111内線543・568)



## 11月5日から住民票に旧姓が併記できます

【問い合わせ】  
本館市民登録課(☎24-2111内線408・496)

11月5日から、住民票に旧姓(旧氏)を併記できるようになります。このことにより、マイナンバーカードや印鑑登録証明書にも旧姓が併記され、各種証明に使うことができます。

例えば…

1. 各種契約や銀行口座の名義に旧姓が使われている場合、その証明に使えます。
2. 就職や転職をするときなど、旧姓で本人確認ができます。

■登録に必要なもの 旧姓が記載された戸籍謄本など



マイナンバーカードをお持ちの方は申請時にお持ちください!



### 住民票に旧姓を登録した場合、旧姓の印鑑を登録できます

- 登録に必要なもの ①登録する印鑑②本人確認ができる官公署が発行した顔写真付きの証明書(運転免許証など)③(代理人が申請する場合)委任状
- 。本人確認書類の持参がない場合または代理人による申請の場合、照会文書を本人宛てに郵送します(登録に日数がかかります)
- 。11月5日から印鑑登録証明書の性別欄がなくなります